

菟田町監査委員公告第2号

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月27日

菟田町監査委員 神 栄 一  
同 白 石 学

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（令和5年3月3日付 菟田町監査委員公告第1号公表分）

2. 講じた措置の内容等

(ア)財政援助団体名 菟田町子ども会育成連合会

(イ)措置状況等 下記のとおり

監査の結果（指摘事項）	措置状況等
領収書等の但し書きの未記載及び印漏れが一部見られたので改善されたい。	領収書等添付書類の確認を会計担当者のみで行っていたが、今後は複数人で確認を行うこととした。  報酬支払いにおける受領印漏れは、該当者から押印してもらい適切に伝票処理を行った。